

第10回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和元年10月15日(火)

場 所 市役所3階 301会議室

議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について (申請件数 2件)
- 議案第3号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 5件)
- 報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 8件)

応召委員(12名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
8番	安彦 祥子	9番	高橋 文雄
10番	大口 貴司	11番	朝倉 庄吉郎
12番	奥住 雄一	13番	田代 敏夫

職務のために出席した者(事務局)	事務局長	古川 敦司
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後4時00分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第10回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、4番石川裕一委員、10番大口貴司委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について1件の申請がございました。土地の所在地、地積、譲受人、譲渡人については記載のとおりで地目は畑です。権利の種類は所有権の移転でございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしくをお願いいたします。

2 番
(内野 晴夫君)

本日午後1時15分より土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、植木が植えてありました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、現地は私も確認しております。

何か御意見等ございませんか。

はい、古川事務局長。

事務局
(古川 敦司君)

本件に関しまして補足説明を本木次長にいたさせますので、よろしく願いいたします。

議長
(田代 敏夫君)

はい、本木次長。

事務局
(本木 豊君)

それでは、説明いたします。

本件に関する許可の要件でございますが、一般の場合で農地を買う人が、①取得の農地を含む全てを効率的に利用、②取得後の農作業に常時従事、③最低経営規模以上、④周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことがあります。

本件は、親族同士の間での所有権移転でありまして、譲渡人が沖縄県に転居しておりまして、譲受人に譲渡するものでございます。

①につきましては、隣接する農地を所有していることから一体的に効率的に利用できると考えられます。②につきましては、譲受人は、年間150日以上従事する見込みでございます。③につきましては、確認できるところでは、下限面積を下回っておりますが、特例がございまして、隣接農地と一体的に利用しなければ利用することが出来ない場合であって、隣接農地を耕作しているものが、当該農地の権利を取得する場合で、本件がこれに該当するものと考えられます。④につきましても、問題はないと考えられます。以上のことから、許可の基準に該当するものと考えられます。

議長
(田代 敏夫君)

補足説明が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は承認をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、2件の申請がございました。

申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、平成31年2月20日申請人の父の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして川島委員による相続税納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

申請番号2番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、平成31年2月18日申請人の母の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして朝倉委員による相続税納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2 番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、②、④、⑤の

農地は、作付け準備中でした。③の農地はダイコン、ブロッコリー、サツマイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地はニンジン、サトイモ、ダイコンが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、川島委員。

1番
(川島 修君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

はい、朝倉委員。

11番
(朝倉 庄吉郎君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について5件の申請がございました。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成22年2月8日に相続し、前回調査は、平成28年9月15日になります。

申請番号2番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成22年2月9日に相続し、前回調査は、平成28年9月15日になります。

申請番号3番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は田でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成16年2月1日に相続し、前回調査は、平成28年10月17日になります。

申請番号4番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成13年2月11日に相続し、前回調査は、平成28年10月17日になります。

申請番号5番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成7年3月10日に相続し、前回調査は、平成28年10月17日になります。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただ

2 番
(内野 晴夫君)

きます。

それでは内野部会長、よろしくお願ひいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地はミカンが栽培されており、②～⑥の農地はビニールハウスが2棟設置されており、ネギ、ダイコン、ブロッコリーなどが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地はハクサイ、ネギが栽培されており、②と③の農地はニンジンが栽培されており、一部作付け準備中でした。④～⑧の農地はビニールハウスが8棟設置されており、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①と②の農地はネギ、キャベツが栽培されており、③と④の農地は作付け準備中でした。⑤の農地はコマツナが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地はハウスが8棟設置されており、パンジーなど花の苗が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地はニンジン等が栽培されており、②の農地は、コマツナ、ハクサイが栽培されており、一部作付け準備中でした。③の農地はコマツナが栽培されており、④の農地は作付け準備中でした。⑤の農地はコマツナが栽培されており、一部作付け準備中でした。

	現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。
	以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。
議 長 (田代 敏夫君)	報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。 はい、伊東委員。
5 番 (伊東 誠司君)	1番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)	はい、石川委員。
4 番 (石川 裕一君)	2番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)	はい、大口委員。
10 番 (大口 貴司君)	3番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)	はい、奥住委員。
12 番 (奥住 雄一君)	4番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)	はい、藤野委員。
3 番 (藤野 政彦君)	5番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

事 務 局
(本木 豊君)

はい、本木次長。

本件に関しまして、補足説明をさせていただきます。

申請番号2番の②と③の農地につきましては、本年の6月に都市農地貸借円滑化法に基づく貸付を行っております。合わせて、貸付に係る証明も発行することになります。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。異議ないようですので議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、8件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号農地法第5条の規定に係る会長専決処理について8件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番と申請番号3番から8番までが一般住宅、申請番号2番が駐車場でございます。
以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。
はい、川島委員。

1番
(川島 修君)

1番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

2番から4番と8番の届出地ですが、私が現地を確認しております。
はい、石川委員。

4番
(石川 裕一君)

5番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

はい、伊東委員。

5番
(伊東 誠司君)

6番と7番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして第10回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後 4 時 4 0 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和元年 1 0 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩